

○ 昭和五十年防衛庁告示第百五十五号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額及びその支払方法）新旧対照表

改正案	第二略
二 停留料	二 停留料
停留料は、三時間以上飛行場に停留する航空機について、飛行場における停留時間二十四時間（二十四時間未満は、二十四時間として計算する。）ごとに、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額とする。	停留料は、六時間以上飛行場に停留する航空機について、飛行場における停留時間二十四時間（二十四時間未満は、二十四時間として計算する。）ごとに、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額とする。

○ 平成十一年防衛庁告示第四十九号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例）新旧対照表

改正案	現行
航空法第五十六条の四第一項により指定された施設のある飛行場に 着陸する航空機（国土交通大臣が設置し、及び管理する公共用飛行 場の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第七十六号）一 （四）エ、一（四）カ（a）ただし書に規定するもの及び一（四）カ（b）に掲げるものを除く。）の着陸料の額は、昭和五十年防衛庁告示第百五十五号第 一の規定にかかわらず、国土交通大臣が設置し、及び管理する公共 用飛行場の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第七十六 号）一（一）の規定により得た金額に次に掲げる割合を乗じた金額とす る。 一 当分の間、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行 うもの（次号に規定するものを除く。）についての着陸料の額は、 十分の七を乗じた金額とする。 二 平成二十二年十月三十一日までの間、国際旅客チャーター便（貸 切契約に基づき運航される国際航空に従事する航空機であつて、 旅客の運送を行うものをいう。）についての着陸料の額は、二分 の一を乗じた金額とする。	航空法第五十六条の四第一項により指定された施設のある飛行場に 着陸する航空機（国土交通大臣が設置し、及び管理する公共用飛行 場の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第七十六号）一 （四）カ（a）ただし書に規定するもの及び一（四）カ（b）に掲げるものを除く。） であつて、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うも のについての着陸料の額は、昭和五十年防衛庁告示第百五十五号第 一の規定にかかわらず、当分の間、国土交通大臣が設置し、及び管 理する公共用飛行場の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告 示第七十六号）一（一）の規定により得た金額に十分の七を乗じた金額 とする。